

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業

○給付対象者

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた児（者）、難病患者等であって、障害の程度が定められた日常生活用具の給付に該当する人。

※65歳以上の人および特定疾病に該当する40歳~60歳の方は介護保険が優先になります。

○給付の内容

用具は、給付することとし、日常生活用具の給付一覧に掲げる用具とする。

○給付額

給付の対象とする用具の価格は、別表の単価欄に掲げる額の範囲内とする。（限度額を超える費用は自己負担）

○手続きの流れ

事前の申請が必要です。給付決定前に購入した場合は対象となりませんのでご注意ください。

1 申請書類の提出

申請書・業者の見積書、身体障害者手帳・療育手帳、その他給付対象となる証明書類をご持参ください。

※医師意見書が必要な場合があります。

※住宅改修の場合は、改修前の写真、図面等が必要です。

2 給付決定の可否

審査の結果、決定の可否を郵送にてお知らせします。決定の場合は「決定通知書」及び「給付券」を送付します。

3 用具の納品

「給付券」に署名・押印して業者に渡し、業者から現物を受け取ってください（3月末まで）。

※業者の指定はありませんが、亀岡市が定める支払い手続きに対応できることが必要です。

《業者》

業者は、「給付券」に納品日を記入し、請求書とともに速やかに障害福祉課へ（3月末まで）届けてください。必要書類を確認後、給付対象額を支払います。

相談・申請・問合せ先：障害福祉課 地域生活支援係

電話 0771-25-5189

FAX 0771-25-5511